

保護者様

臨時休業期間中の児童の健康、学習への対応について

4月10日に京都市教育委員会より「緊急事態宣言対象地域指定要請を踏まえた臨時休業期間中の登校園日等への対応について」の文書が通知されました。

これを受け、先日、登校日の中止等についてお知らせいたしましたが、この後の対応については、以下のように考えております。児童のみなさんや保護者の皆様にはご心配をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

1. 特例預かりについて

登校日は行いませんが、特例預かりについては実施します。緊急事態宣言地域への指定の要請の趣旨を踏まえ、より一層、ご家庭でお過ごしいただくことへのご協力をいただきますようお願いいたします。

※欠席等、申請書から変更される場合は、必ず学校までご連絡ください。

※特例預かりは、保護者等の方の送迎をお願いします。新1年生の特例預かりについては必ず送迎をお願いします。

2. 休業期間中の学習等について

(1)4月13日（月）～17日（金）

- ・週の前半で学習課題等の進め方のお知らせやプリントを各学年が作成します。
- ・16日（木）～17日（金）に教職員で各ご家庭にポストインさせて頂きます。
※特例預かりに来ている児童には直接お渡しいたします。

(2)4月20日（月）～5月1日（金）

- ・子どもたちの様子等を担任が電話等で確認、把握をさせていただきます。
※確認、把握のご連絡につきましては、保護者様が不在の時間帯のご連絡になることも多くなることをご了承ください。

(3)その他

- ・3月から長期にわたり子どもたちが自宅待機せざるを得ない状況が続いております。特に新1年生については、学校生活が始まったばかりでご心配されることが多いと思います。お困りのことや学校再開後の事など、ご相談等ございましたら、電話等でご連絡ください。
- ・状況は刻一刻と変化しています。新たな通知や学校の対応等については、ホームページやメール配信を中心にお知らせいたします。小学校前の掲示板にも同様に掲示をいたします。インターネット環境がない等のご家庭につきましては、別な方法を相談させていただきますので、個別にご連絡ください。